

平成21年12月 9日

平成21年12月 9日

標 茶 町 議 会

議案第77号・第78号・第79号・第80号

第81号・第82号審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案77号・第78号・第79号・第80号・第81号・第82号審査特別委員会記録目次

第1号（12月9日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第77号 平成21年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第78号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	9
議案第79号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	9
議案第80号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	9
議案第81号 平成21年度標茶町病院事業会計補正予算	11
議案第82号 平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算	11
総括質疑	
田中敏文君	11
林博君	13
後藤勲君	17
深見迪君	20
越善徹君	25
平川昌昭君	28
閉会の宣告	33

議案第77号・第78号・第79号・第80号・第81号・第82号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成21年12月9日（水曜日） 午後 2時45分 開会

付議事件

- 議案第77号 平成21年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第78号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第79号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第80号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第81号 平成21年度標茶町病院事業会計補正予算
- 議案第82号 平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席委員（14名）

委員長	川村多美男君	副委員長	小林浩君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	越善徹君	〃	伊藤淳一君
〃	菊地誠道君	〃	後藤勲君
〃	林博君	〃	小野寺典男君
〃	末柄薫君	〃	深見迪君
〃	田中敏文君	〃	平川昌昭君

○欠席委員（1名）

委員 舘田賢治君

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君

水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから議案第77号・第78号・第79号・第80号・第81号・第82号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 2時45分開会)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員14名、欠席1名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長には、川村委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から、委員長に川村委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には川村委員が当選いたしました。

休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

(委員長 川村多美男君委員長席に着く)

○委員長(川村多美男君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(川村多美男君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 副委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお取り計らい願います。

○委員長(川村多美男君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 副委員長には、小林委員を推薦いたしたいと思っておりますので、お計らい願います。

○委員長(川村多美男君) ただいま平川委員から、副委員長に小林委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には小林委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時51分

○委員長(川村多美男君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第77号ないし議案第82号

○委員長(川村多美男君) 委員会に付託を受けました議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号を一括議題といたします。

議題6案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題6案の歳入歳出予算の補正は、歳入と歳出に分け、議案第77号の歳出は款ごとに

行います。

初めに、議案第77号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄委員。

○委員（末柄 薫君） 総務費、2項徴税費のうちの賦課徴収費でございますけども、釧路根室広域地方滞納整理機構負担金、ちょっと説明のほうあったのですが、聞こえなかったものですから再度質問したいと思います。当初109万円ほどついております。今回減額で42万8,000円ということですが、昨年も確定したら補正でというようなご説明であったのですが、昨年はふえております。ことしの場合はかなり減額しておりますが、滞納の徴収割合か何かその辺のところでは大きな変化になってきているのかなと、こう想像しているのですが、その辺のところのご説明をお願いいたします。

○委員長（川村多美男君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金についてでございますが、負担金の割合につきまして一般会計の部分と国保会計の税の引き継ぎの割合によって案分をかけるものでございまして、12月に引き継ぎ税額を確定いたしましたので、一般会計の負担金と国保会計の負担金をそれぞれ補正しております。一般会計で42万8,000円を減額しておりますが、同額を国保会計の中で増額しております。負担金総額では変更はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 今回先ほど説明いただきました地方振興費で街路灯の設置ということで1,085万6,000円ですか、街路灯の設置につきましてはほぼ完了したということで受けとってよろしいでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

町内会、地域会所有の街灯が848基ございまして、さきの経済危機対策臨時交付金によります事業では70%でありましたから588基がその中で計上されています。今回の補正予算の中で計上しておりますのは、その残り30%分、266基でありますけども、これにつきましては地域からの要望があったということで、自治会振興補助金の中で80%補助ということで実施してございますので、これがすべて実施されましたら町内にあります地域会、町内会の街灯すべてというふうになるというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

林君。

○委員(林 博君) 18ページの牧野費の中で、車両購入費で先ほどユニックつきの10トン車の購入ということでございましたけども、これ更新なのか、新規なのか、もし新規だとすれば今回購入に至る経過とといいますか、をお教え願いたいと思います。

それと、次ページの水産振興費の中のワカサギ等のふ化環境整備事業補助金、当初61万6,000円ということで、今回200万円の補正ということですけども、この内容についてもう少し詳しくお教え願いたいと思います。

○委員長(川村多美男君) 育成牧場長、表君。

○育成牧場長(表 武之君) お答えさせていただきます。

車両購入につきましては、セルフの購入というふうになっております。これにつきましては、当初牧場につきましては過去運搬等の部分でこの機種につきましては非常に必要であるということで予算要求をしていた経過がございます。そういった中で、今回増頭等ありまして、牛舎が11棟ございます。その牛舎1棟当たりロールが約4個程度運搬しています。ですから、1日40個程度ロールの運搬作業がございます。そういった意味で、今回は特に冬場につきましてはそういう作業形態ができます。それと、15年度から刻みのサイレージから全量ロールに変更いたしました。その関係上、各草地からの運搬作業等に非常に、4トンの平ボディーを使っていたが、運搬に支障を来していたということもございます。そういったことで、いろいろな部分で作業に使えるということで今回予算要求をさせていただきました。それが経過でございます。

○委員長(川村多美男君) 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長(森山 豊君) お答えいたします。

水産振興費のワカサギ等ふ化環境整備事業補助金の内容ということでございますが、当初の部分につきましてはワカサギ放流事業の補助でございます。今回のワカサギ等ふ化環境整備事業補助金につきましては、本町の特産品であります塘路湖のワカサギふ化環境を改善するという活動に支援をするものでありまして、具体的には塘路湖周辺環境整備事業として湖内の清掃や土砂流入等の防止が計画されておりまして、ふ化放流の強化といたしましてはふ化場周辺の環境整備、またふ化盆、もじ網等の修理等が計画されているということでございます。

○委員長(川村多美男君) 林君。

○委員(林 博君) 牧野の車両の購入についてですけども、今いろんな検討した中での購入ということかと思えますけども、コストを少し下げるために過去に自分のところじゃなくて業者に委託したほうが安く上がるというようなこともあったかと思うのですけども、その辺と今回の購入で自分のところで処理するということですけど、その辺の考え方再度ちょっと聞きたいと思います。

○委員長(川村多美男君) 育成牧場長、表君。

○育成牧場長(表 武之君) 委員のご指摘の部分ですが、この機械の使用法であります、今言われたような運搬だけではございません。やはり冬期間の舎外の中での毎日の業務の中で

委託をするというのはなかなか不可能だと思います。そういった意味では、単純に委託をした部分から比較をして安くなるという話ではなく、今言いましたように冬期間においては毎日の仕事であります。そういった部分で利用していきたいというふうに考えておりますので、単純に委託をしたら安くなるということじゃなくて、作業効率も含めながら有意義に使っていききたいというふうに思っています。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） 除雪の対策費の部分なのですが、広報なんかで私有地の中に雪の置ける場所のある人は私有地を貸してくださいというような案内が出ていたのですが、それは大体どのぐらいの件数があるのですか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 回答で来ている状態、それからその後ご相談している部分ありまして、明確に数字今ちょっと押さえ切れていない部分あるのですけども、十数カ所ということを押さえております。これは標茶市街地でございます。

○委員長（川村多美男君） 小林君。

○委員（小林 浩君） それは、使用料というか、そういうのは発生するもんなんですか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 現在申しました件につきましては、私有地の分でご協力をお願いしている部分でございまして、料金等は発生しておりません。ご協力を願っているということでございます。

○委員長（川村多美男君） 小林君。

○委員（小林 浩君） いろんな箇所、そんなに見かけないのですが、国有地が町の中に何箇所あって、そこに単管かなんかでさくをかけて、雪を置くには最適なような場所をよく見かけるのですが、そこを使うということは全然町では考えてはいないのでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） ここ最近、数年の話かと思うのですが、管理責任が非常に問われるご時世になったのかなというふうに考えているのですが、特に国有地を中心にいたしまして今委員ご指摘のように進入防止策等によって雪が置けないような状況が見られます。それらの状況がかなり頻繁に見られるようになりました。これまでの正直なところで言いますと、国有地等につきましては特に困ると言われない限りは押して雪を一時的に置き場として使わせていただいていた状態もございまして。ここ最近先ほどのような状況でございまして、全体的に特に市街地の部分につきましては雪の置き場がかなり減ってきているなということが感じておりまして、今年度から既に実は動いているのですけども、国有地と、それから民間の会社等の敷地もお借りできないかどうか、国有地につきましては何らかの形で借りれないかどうかという今調査と一部交渉、それから相談も行っております。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 21ページですが、ご説明では防災情報、災害対策費です。設置工事請負費、防災情報通信設備で新たに958万7,000円、全額国費でこれは行うということになっていますが、この目的と言ったら読めばわかるではないかと言われそうですが、目的と、それから場所、それからどういうものをどういうところにいつごろつけるのかというようなことをお知らせ願います。

○委員長(川村多美男君) 総務課長、玉手君。

○総務課長(玉手美男君) お答えをしたいと思います。

防災対策費、設置工事負担金で958万7,000円でございますが、防災のシステムの構築ということであります。正式には全国瞬時情報警報システムでJアラートというものであります。事業の内容については、総務省の防災情報通信設備整備事業の国庫補助事業であります。緊急地震情報ですとか国民保護法の情報、津波警報等の緊急事態が生じるおそれのあるときに総務省が通信衛星を使用しまして自治体に配置する受信機に送信をします。かつ、自動的に地域住民へ情報伝達をするシステムであります。本町としましては、消防所有の各地区8基の拡声機にスピーカーにつなげるという内容でございます。今後補助申請等がございますので、3月末をめどに実施をしまいたいというふうには思っております。ただし、状況によりましては年度を越すこともあり得るかなというふうには思っておりますけれども、現在は年度中の事業というふうに考えてございます。

○委員長(川村多美男君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、第2条、債務負担行為補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（川村多美男君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第77号、一般会計補正予算を終わります。
次に、議案第78号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費から10款諸支出金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、1款国民健康保険税から10款諸収入まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第78号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。
次に、議案第79号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費及び2款公共下水道事業費、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、3款国庫支出金から7款町債まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第79号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。
次に、議案第80号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予算、歳出、1款総務費から3款地域支援事業費まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） これは11ページになりますか、介護認定審査会費が載ってございますけれども、この4月、制度改定になりまして、10月、多分評判が悪かったんで、10月にまた変わったということで非常に関心を持っているのですが、この年度でどのぐらいの認定審査会を何回ぐらい行ったのか。それから、その判定、最初1次判定やって、基づいて2次判定を行うわけですが、この判定の内容についてお知らせください。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 21年度の4月から11月末まで審査会の開催は17回行っております。そのうち審査会にかけた介護認定の件数につきましては、新規では81件、更新では223件、区分

変更で13件という内容になっております。1次判定の結果、申請前、特に更新でございますが、1次判定の結果が申請前と比べて軽くなったという判定が出てきたのは223件のうち79件、申請前と同じ件数であったものが95件、それから申請前に比べて重くなったという判定が出たものが49件という内容になっております。1次判定の結果をもとに審査会に2次判定ということで諮問をしておりますが、その結果といたしまして2次判定で申請前と比べて軽くなった件数につきましては30件、それから申請前と同じ件数が137件、申請前に比べて重くなった方が56件という内容でございます。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この内容を見る限り、1次判定は書類ですから、これはこのとおりの数字だと思いますが、2次判定でかなり利用者の状況を現場がつぶさに見て、そして丁寧な審査を行ったように感じるのです。危惧しているような振り落とされるような、今度の介護認定で振り落とされるような心配はないのかなというふうに思うのですが、この2次判定の判定の仕方、審査の仕方といいますか、いろいろ気を配って審査を行っていると思うのですけれども、どういうところに注意を払って審査を行っているのか実際ごらんになっていきますか。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 審査会には私も諮問する立場ということでできる限り出席をさせていただいております。4月からの部分につきましては、委員からも調査項目の減少に伴っての危惧が出されていたわけですが、審査委員におきましては調査員の特記事項等々をもとに審査をしていただいた結果として標茶の場合はこのような結果になっているというふうに私どもは押さえております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 利用者さんのほうから、僕は非常に思ったよりすばらしい現状に合った審査をしているんだなというふうに感じるわけですが、利用者さんから異議の申し立てとか不満とかというのはありましたか。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 地域包括支援センターのほうから認定後のサービス内容等々について利用者のほうから不満といいますか、足りないというようなことは現在のところ聞いておりません。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算、歳入、1款保険料から6款繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算、歳出、1款サービス事業費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） さっきちょっと説明もあったのですが、短期入所のほうに専門職

のこれ給料かなと思うのですが、こっち1人専用になったということですか。

○委員長（川村多美男君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

今回4月から介護報酬の改定がありました。その報酬改定の中身というのは看護体制の加算、そして夜間配置加算、そしてサービス提供体制強化加算などの加算措置が講じられたわけです。介護報酬の増収を図るという目的で今回介護老人福祉施設費で当初職員配置をしていた職員を今回短期入所生活介護事業のほうに職員の変更というのですか、をしたということなのです。中身としては、専門職の配置が必要になりますので、今回2人の職員を異動ということでございます。介護福祉士の資格を持っている人1名、それと正看護師1名、この2人を異動しました。異動後の職員数は、短期入所のほうは介護職、看護職合わせると5名ということになりました。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、介護サービス事業勘定歳入歳出予算、歳入、3款繰入金の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 以上で議案第80号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第81号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第3条、棚卸資産購入限度額まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 以上で議案第81号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第82号、上水道事業会計補正予算、第1条、総則から第4条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第82号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続きまして、議題6案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） （発言席） 1点、牧場で購入される車両について質問をしたいと思っております。

先ほど林委員のほうから車両等の使い方等お聞きしたのですが、どうしてもこの車両は特殊車両でありまして、クレーンつきであり、今まで使われている場内車よりも大型であるということで、安全性の面でどのような形の中で使われるのか、その使用についてお伺いしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

使用方法につきましては先ほど述べました。基本的には夏におきましては作業機械の運搬にも当然使いますし、あとはロールの運搬にも使う予定でございます。冬期につきましては、ロールの運搬等に使用する予定であります。また、この機械につきましては、うちの職員の中には牧場に来る前にいろいろな職種を経験をした方々がたくさんいらっしゃいます。その中で、当然クレーンつき大型を運転しながら職務をやっていた方も2名ほどいます。また、免許証はほとんどの方が大型免許等を持っておりますので、そういった意味ではそういう過去の経験のある方々に十分安全については講習をいただきながら使っていきたいというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 車の使い方という形の中で、私もどうしても作業中にこのような車両を使つてのクレーンについての転倒だとか、荷を上げたときのおろすときの事故等が大変多く見受けられます。その中で牧場なり、やはりこの種の車両になるとどうしても特殊車両という形の中で、昨年もトラクター等の接触事故等も牧場であったという形で、今また冬期に向かうという形、安全対策、安全指導等は今までに何回か行われたのかお聞きしておきたいと思いません。

○委員長（川村多美男君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 今安全と申しますか、このクレーンにつきましては今回初めてのものですから、一応朝礼等で職務上の部分で安全対策につきましては常日ごろから特に注意を促しております。今現在は、特にパドック等が滑る転倒がありますので、そういう部分を気をつけることと、そしてまた餌さヤードにつきましては当然トラクターと人間が接する部分もありますので、ヘルメット着用をしながら、安全性を配慮してほしいというふうなことを含めながらやっております。また、このクレーン等を使う場合につきましても当然そういう場面に接する場合についてはそういう経験者、またはクレーンの免許持った方々に指定をして使用するよう指示をしていきたいというふうに思っていますし、今後とも安全には十分気をつけていきたいというふうに思っています。

○委員長（川村多美男君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 先ほどこの施設の安全指導體制についての牧場内での会議なり開かれ、何回ほど開かれましたかということお聞きしたのですが、その点について、安全会議等が開かれていれば回数等をお聞きしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

私が今言いましたように朝礼等で安全についての確認を指示しておりますが、安全会議等を正式に開くということは現在やっておりません。今後もしそういう機会があればそういう方を招きながら、年に1度でもそういうことは今後とも必要だと認識していますので、考えていきたいと思っています。

○委員長（川村多美男君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） この1点について、どうしても車両、これから冬期という部分でいけ

ば牧場に限らず車両運行上の部分も考えられますので、今後どうしても事故等にならないような形でうまく使い、作業の効率を上げていただきたいと思います。以上で私の総括質疑終わります。

以上です。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） （発言席） 私のほうから2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、小学校の1学級の児童数についてでございます。現状ではたしか41名以上で2クラス、40名以下で1クラスという中で進められているというふうに思いますが、特に標茶小学校につきまして大体平均すると50名、45名から50名、55名ぐらいの範囲内ということで、ほとんどが今2クラスという状況ですよ。1クラスだけちょっと39名ということになっておりますけれども、この点についてできれば常時2クラスという体制ですか、のほうがいいのかなというふうに思っているのです。例えば先ほど言いました40前後ということになりますと、41だと2クラスで、40だと1クラス、そういうことになりますと、子供たちもそうですし、学校サイドもそうですけれども、片方は20名で、片方は21名と……違います、40名の21名、20名ですか、という体制でやるということになりますよね。そうすると、子供たちに対しても目の行き届かない面も出てくるのかなと。きめ細かな教育ということを考えてときには、できればなるべく少ない人数での教育のほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、その点今後どういうふうにしていこうと考えているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 小学校のクラス編成についての複数化についてのお尋ねでございますが、委員ご承知のように国において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律がございまして、こちらの法律で40名という基準になってございます。各都道府県がこの法令に基づいて学級編制、あるいは先生の数等の基準を設けるといふか、そういうことになっておりますので、北海道ではこの法律に基づいて規定してございまして、学級編制については40名ということで北海道の基準を設けております。これに基づいて本町も40名の学級編制を行っているわけなのですが、現状として標茶小学校が39名という5年生が実態でございます。あと2人いれば2クラスになるのですが、残念ながら1クラスで39名という実態でございます。そういったことで、北海道でもいろいろ検討がなされてございまして、それぞれ学校の教育上の少人数化という部分では今叫ばれてございまして、ただ現状では低学年で35名という規定を設けてございまして、1、2年生で35名ということで、ただうちのほうは5年生ですので、1クラスということで現状でやっております。

今後についての考え方については、教育長のほうから申したいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（川村多美男君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

これにつきましては、今管理課長から申し上げましたように道におきまして小クラスの少人数指導という配置が加配というのがありまして、それを利用しながら、小学1年には35名の編成で対応しているということではありますが、ただ持ち上がりの関係も出てきますから、2年生

まではそういう形で35名でやっているのですが、3年生以降につきましては40人の対応ということで現在やっているところであります。ただ、これ定員を変えるということになりますと教職員も配置しなきゃならないということです。これは、従来から国あるいは道において半分、半分の持ちで教職員を配置という形にしておりますから、そういった意味からしますと今の状況では新たな国の基準あるいは道の対応の編成以外の方法をとるということになれば、その設置している市町村で対応しなきゃなんないということになりますから、市町村で教員の配置をするという形になりますと現状ではなかなか厳しいものがあるのかなというふうに考えています。ただ、管内の教委連あるいは道教委連通しまして、文科省のほうに35人学級を拡大するという要請はしております、我々はなかなか町村での配置という考え方はできないのですが、国に対してそういった拡大をしていくという要請をこれからも継続して進めていきたいなど、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 林君。

○委員（林 博君） 来年度の標茶小学校の入学生は、現在45名が予定しているというふうに聞いているのですが、これからだんだん少子化ということで減ってくるだろうというふうに思います。そうすると、40人の前後が行ったり来たりというような状況が続くのかなと。それであれば現場もそうですし、保護者も自分のクラスが2クラスなのか、1クラスなのか非常に不安な状況にもなるのかなというふうに思うのです。それであればある程度人数を下げ、常時2クラス体制でいけるようになったほうがお互いに安心して教育をさせれる、教育を受けれるという体制になるのかなというふうに思っているのですが、ちょっと私の情報のもしかしたらミスだったら申しわけないのですが、平成13年から各自治体といいますか、地元でその人数について決められるというようなことになっているというふうに私聞いたものですから今回こうやって質問させてもらっているのですが、もし間違いでしたらちょっと訂正させていただきたいと思うのですが、そういった意味で長期的に考えたときに私今言ったような方向性でやったほうが、今町内はいじめ等がないという話だったと思うのですが、そういった面の目配りについてもやはり多い人数より少ない人数のほうが目配りがいくんじゃないかなというふうに思っているのですが、再度、私のもし見解が間違っていたらあれですけど、その辺についてももし本当に地元でそういうことができるのであればやるべきだというふうに思うのですが、再度ちょっとお答え願いたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思っておりますが、これにつきましては先ほど管理課長から話しましたとおり法律がございまして、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律ということがございまして、これにつきましては今も生きておまして、40人の学級編制という形でございます。ただ、先ほども言いましたように道におきましては小学校1年、2年を35人で少人数の工夫改善とかそういった人員の配置をして対応しているということでありますので、それを越えた3年生以上については40人編成という形になっております。

○委員長（川村多美男君） 林君。

○委員（林 博君） 先ほど私言いました例えば40人と41人の境目、40人で1クラス持って指導するというのと41人の場合の20、21になった場合というところ、教育長その辺どういうふう

に考えておられるか。指導する立場、また受ける立場、もしお答えできればなど思うのですけど。私は、先ほどから言いましたとおりやはり少ない人数で進めたほうがいいと。そのためにやっぱり努力していったほうがいいんじゃないかということでお話しさせてもらっているのですけども、さらにもう一回だけ聞きたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 委員の考え方につきましても私ども重々承知してはしまして、それで先ほど言いましたように管内の教委連通しまして、道教委連通して、そして道教委あるいは文科省のほうになるべく40人を少なくした形、現状では35人になるのですけども、そういった形でいろんな面できめ細かい指導できるという体制が一番子供にとってはいいんじゃないかということで、拡大してほしいという話はしております。それは認識していないんじゃないかと、そういう形で例えば40人を切って35人あるいは30人の学級編制をするということになれば、法律上でやっていることでありますから、教職員の配置が国あるいは都道府県での負担でできないことになりますから、町村独自で配置するのであれば可能だということですので、なかなか現状は厳しいですということでのご理解をいただきたいというお話でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 林君。

○委員（林 博君） じゃ、次の質問にいきます。

水道の料金のことについてなのですけども、水道については農業用水道と一般水道ということで料金が徴収されております。その中で農業利用では20トンが基本となり、一般では10トンということでの基本料金ということとなっております。そこまで使えば基本料金の中ということなのですけども、この基本料金の考え方、基本的な考え方についてどのように受けとめたらいいのかといいますか、どのような考え方を持つての基本料金ということなのか、そこをまず伺いたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えしたいと思います。

水道の使用料につきましては、基本料と、それと超過料金ということでいただいております。基本料金といいますのは、水道施設を整備するために費用を要しますんで、またそれを使っていく維持管理ですか、そういう費用の最低限必要なお金を基本料金としていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 林君。

○委員（林 博君） 基本料金の考え方、基本的な考え方というのは多分そのとおりだというふうに思っております。ただ、10トンまでは基本料金に入ることですよね。一般的な普通の家庭ですと大体そのぐらい、月そのぐらいのトン数、量でなっているのかなというふうに思っておりますけども、実は各地域にコミュニティーハウスがございますよね。その中で、当然掘り抜きで使っているところもあるのですけども、農業用水、または一般上水道を利用してコミュニティーハウスもございます。その状況を見ますと、利用状況見ますとほとんど余り利用されていない特に地域については年間基本料金どころか零から1という状況のところ結構あると思うのです、前にちょっと調べさせてもらったのですけども。そのような状況の中で、この基本料金、わかるのですけども、ほとんど使われていない状況の中での10トンまで毎

月使ってもいいのですけども、それは自由です、確かに。自由なのですけども、そういうような状況になっているということで、私はこれを少しでも安くすべきではないかなというふうにも考えているのですけども、そういうことは可能ですか。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えしたいと思います。

先ほどお答えしましたように、基本料金につきましてはそういう整備等にかかわる費用が主としてなっているということで、水道事業全体といたしましては基本料と超過料金を合わせた水道使用料で運営させていただいております。したがって、基本料だけでそういう料金体系を考えるということにはちょっと無理がございます、安心して安定した水を供給するための水道事業を運営していくために料金がどうあるべきかということだと思いますけども、これにつきましては水道料金につきましてはずっと固定ということではなくて見直しもしておりますので、次の見直しの時期にそういう今委員からご指摘のあったことも踏まえまして、基本料金と、それから超過料金がどうあるべきかということも含めまして検討させていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 林君。

○委員（林 博君） 検討していきたいということですので、それで下がるしかないかなと思うのですけども、現状ちょっとお話しさせていただきたいのですけども、今私が言いましたとおり地域のコミュニティーについては、基本的に維持管理については地元で任されているという状況で、ちょっと水道料金とは話変わってしまうのかなと思うのですけども、その維持管理については大体それぞれ電気代と水道代、それから暖房等が最低必要経費というふうになっているのですけども、その半分が実は水道料金で経費がかかっていると。大体月3,000円ぐらいのうちの先ほど言いましたように大体基本料金が1,500円前後ですから、約維持費の半分が水道料金になっているというような現状になっています。何とかこれが地域の今後のことを考えたときに、これちょっと話変わってしまうかなと思うのですけども、コミュニティーハウスの維持をどうするかという話も出てくるのかなというふうに実は考えております。せめて町で少しでも安くできると思いますか、少し地域の負担を軽減するためにもということ考えたときにはこれをちょっと検討してもらえないのかなというふうに思っているものですから話させていただきました。今検討するということですので、これ以上追及しませんけども、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

終わります。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 若干補足させていただきたいと思いますが、委員ご案内かと思っておりますけども、水道料金の料金の高い低いの問題が一つあるかなというふうに思います。きょう今資料持ってきていませんので、細かなことは申し上げられませんが、本町の水道料金は道内でもかなり安い価格に設定をされていることをまず前提でご理解を賜りたいなというふうに思います。

それから、これ原理原則論であって恐縮なのですが、農業用水道については営農用のいわゆる支援ということで配置をされておりまして、当時は水道を引っ張る際に当初の設計ではコミュニティーハウス等については本来は把握をしないと、井戸もありましたから、各地区に

井戸もありましたから、そういう意味で後からコミュニティーハウスにもつけてくださいという形で大体つけているところが大半かと思います。そういう面でいうと、その時点では水道料金を払ってもいいんだという前提があったのではないかなというふうに私どものほうでは理解をしています。それと、地域でコミュニティーハウスの運営につきましても、現在の状態の中では少ない中でも整備された段階では120万円の管理料を全額補助させていただいています。そのコミュニティーハウスの運営については、これは農村地域だけでなく市街地でもそれぞれが工夫をされて、その維持管理費を捻出しておると。特に営農用水道については、酪農のいわゆる生産にかなり貢献をしているということで先ほど前段申しましたように料金を設定してございますので、その地域の例えば10戸とか30戸とかというレベルで月3,000円あるいは4,000円の水道料金をどういうふうにして負担していただくかということについては、もうちょっとでき得ればご検討いただければありがたいかなと。先ほど水道課長からお話し申し上げましたように、これは水道料金の見直しをしますと正直言うとそのことが果たしていいのかどうなのかという欠陥が出てしまう可能性があります。どちらかという、負担がふえる、論法的には負担がふえる方向が妥当な数字が出る可能性がありますから、そのことからしますともうちょっと双方においてその辺の料金負担については検討しておいたほうがいいのではないかとということを含んでの水道課長のほうの検討という話だと思いますので、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） （発言席） それでは、私から1点だけお伺いをしたいと思います。

先ほど林委員のほうからも塘路のワカサギの環境整備事業補助金と、このことについてお話があったと思いますけれども、確かに前回61万6,000円から今回は200万円ということで、ちょっとこれはどういうことなのかなと私も疑問に思っていましたけれども、放流の許可だとか施設の改善、それから付加価値を高めるといような話は聞いていますけれども、この辺のところ、この200万円の算出方法といいますか、どのような形の中でこれを出したのかちょっと伺いをしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど説明の中でお話しいたしましたけれども、湖内の廃棄物等の回収もありますけれども、それと土砂が一部流入するそれをとめるというようなことでもありまして、それらの機材ですとか人員ですとかそういうものを換算しての部分でございます。また、ふ化の強化策といたしましては、今ふ化場がございますけれども、それらの環境整備を行っていきたい。また、ふ化に使うようなものについても整備を行っていきたいということでありまして、それらの人工等の積み重ねでございます。それらの全額ではございませんが、あくまで補助という形ですということでもあります。今回予算計上させていただきますけれども、それについては実績をもって精算をさせていただくという形で考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今の話は大体わかるのですが、あれだけ大きい塘路湖にヘドロがどうのこうのと言ってみたところで本当に微々たる金額ではないかと正直言って思っています。

す。また、六、七年前にコイヘルペス、あれが発生をしてほとんど全滅に近いというような塘路の状況になっています。また、それに今でもあるいはその風評が出て、それが商売にならないというようなことで壊滅的な打撃を受けていることは事実だと思いますけれども、そのころ私も船に乗って大分回収した経緯がありますけれども、こういうような状況下の中で今塘路の漁業について標茶町としては海のないところで漁業といってもあそこぐらいしかないわけですが、この辺について町としてこれからどのような考え方を持って塘路湖の漁業について対応していくのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

委員ご案内のように塘路湖の状況についてはご案内のとおりであります。私ども長年にわたって現地の皆さんとお話をさせてきていただいた過程の中でいえば、いわゆる釧路湿原全体についてそうでもありますけれども、特に塘路湖については先祖代々から引き継いできたこの環境をぜひ自分たちでこれ以上変化をさせたくないという思いがございます。そういう思いが基本にありますから、皆さんから見てもシラルトロ湖とは多少違うなという気持ちを皆さん持っておられるというのはおわかりだと思いますけれども、そういった形で私どももそういったおつき合いを長年してきておまして、これまでもいろいろ事情が発生した際には真摯に対応させていただきました。何よりも塘路漁協の皆さんだけでなく塘路地域の人皆さんがそうでもありますけれども、現状の自然を最低限維持する中からそこから発生する効果を恩恵として受けていく形を持続させたいという考えでありますので、町としても全くそのような形で進めたい。ただ、長い時代の中では少なくとも明治時代になかったような状態が昭和、平成と過ぎる過程の中で確かに変化もありますけれども、前段申し上げましたようにこれ以上悪化させないでどうやって自然の恩恵を受けるかという状態をお互いにつくり出すということで町としては努力しているところでございます。必ずしも100%現地の意向にかなうかどうかわかりませんが、今のところは双方のコミュニケーションとしてはそういう状況で進んでいるものと思います。

また、前段ご質問のあった部分についても緊急対策として処置をさせていただきますけれども、これも予算査定の前月の12月議会のつくる段階でのぎりぎりの段階で現地からの相談があったので、即座にその思いを聞きながら、その結果として表現をさせてもらったのが先ほどの企画財政課長からの説明であります。そういう面ではこれからも含めて現地とは二人三脚のつもりでやってまいりたいと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに塘路湖という面積が広くて、多少の金を先ほど言ったように入れてもさほど効果があるのかどうかわかりませんが、今現在、前はいいですけども、昨年とことしについてはこのワカサギについてはどのぐらいの量が、漁獲量ですか、これがあるのかちょっとわかれば教えていただきたいと思いますが。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

昨年とことしというお尋ねでございますので、昨年につきましてはワカサギの総数でいきますと約29トンになってございます。今年につきましては、阿寒湖も同様な状態だというふうに聞いていますが、非常に漁獲量が少なく、11月末でありますけれども、総数では13トンほどい

うふうに聞いてございます。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 去年については約30トン近くということなんで、それはそれとしてある程度ペイはするんだろうと思いますけれども、ことしについてはその3分の1そこそこということになれば非常に塘路としても大変な目に遭うし、また標茶のこの一村一品だ、観光の土産だと、私も随分この塘路のワカサギについては内地送りをしたりなんかしながら使っているわけなんで、できるだけこれがなくならないようにというふうには考えているわけですが、実際に釧路川については塘路湖、シラルトロ湖、それから達古武湖というこの3つの湖があるわけですが、この辺について二、三年前に達古武と、それからシラルトロ湖は環境省が調査していると思いますけど、この辺についてはどうですか。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

委員お尋ねのとおり、私どもも現場のほうからも3湖沼が環境省の調査の対象になるというふうには伺ってございます。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そのときにこの達古武とシラルトロの水質の状態というのは、これはここでわかるのですか。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 恐縮ですが、今手元には資料ございません。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 私が調べた限りでは、達古武湖については釧路町ということなのですが、これは超悪化をしているという状況下になっているはずですが、それと、シラルトロについては、今のところまあまあでないかというような形にもなっているわけなので、ただ去年あたりから塘路湖についてはまだ調査をしていないのです、環境省が。結果的にはアレキナイ川からの流れた水、昔何年か前ひょっこりひょうたん島が出たとかという新聞ざたになったこともありますけれども、この辺についてヘドロが流れてきていると、こういうようなことで昔は約7メートルの水深があったようですが、今は6メートル、約1メートルぐらい埋まっていると、こういうふうな状況下の中でワカサギが非常に繁殖しづらいと。プランクトンがなくなっているというのですか、それにことしについては悪化をしているという原因については結果的にはことしの稚魚がなかなか生育しないと、こういうようなことも聞いているので、この環境省の調査について町としてももう少し本格的に要請をするというような考え方があるかどうかのちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、塘路湖の環境調査、あるいはシラルトロ湖の環境調査も含めてでありますけども、これまでも長年にわたって現地の皆さんとお話をしながら、その要望等をしてきました。結果として、今回塘路湖が調査されていないということがあります。私どもとしては、現地の意向を受けながら、環境省には従前のように調査の要望はしてまいりたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それでは、その環境省についてはできるだけ早く調査をしてもらうということはある程度確認はこの場でできるということでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 要望することについては、ただいま説明したとおりでございます。実施するかしないかは、相手のあることですから、ぜひご理解賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 中身はある程度わかりました。

それで、ただ先ほど言ったように200万円という金額的には非常に少ない金額ではないかなというふうに考えていますので、今回はやむを得ないとしても、塘路湖漁業組合がそういうような状況にあることから、やはり町としてももう少し力を入れて金額を増額をしてやるというようなことで、我々は常に言うのは金額が多いとかなんとかといいながら削ればいいんでないかというような判断に立ちますけども、あの問題については少し金額を上乗せしてでも何とか標茶町のために残していつてもらいたいなというふうに考えまして、以上これで終わっていきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） ぜひご理解賜りたいと思いますけども、先ほど言いましたように私ども緊急的な対策として今回の数字をつくらせてもらいましたけども、基本的には現地段階では100%の満足はしていないかもしれませんが、双方の共通認識の中での結果、数字だというふうに私どもではとらえておりますし、町民の皆さん含めてでありますけども、町が担うべき仕事はまだあるとすればそれは率直に聞いていきたいなと思います。今の段階では、ただいま予算書に表現していることをご理解を賜っているというふうに理解しておりますので、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） （発言席） 質問2点ほどしたいと思います。

先ほど質問してご説明いただいたJアラートのことなのですが、内容はどうなのかというふうに伺いましたけれども、地震、国民保護法、これは成立するときに私反対した法律なのですが、条例なのですが、それから津波等というふうにお答えになりました。ただ、この内容については、もう少し正確に言いますと北海道は4月の北朝鮮のミサイルが引き金になっている有事情報の伝達、これが主な目的だというふうに説明しているのです。町は、この説明をどのように受けとめて解釈しているのかまず伺いたいというふうに思います。

○委員長（川村多美男君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） この事業そのものは、19年度から事業の採択の要望調査が実は入っております。本町においては、受信機までの内容についての補助事業ということで、役場の中までの受信機以降の伝達方法について特に補助事業としての採択が見込めない状況でありましたから、今般まで受託をしないという状況でありました。中には町村の中では実際に導入をして、同報無線の形で導入されている町村も実はあります。その中であって、今回再度要望があるかどうかという内容でありましたので、地域までの伝達がほぼ100%に近い補助事業という内容であります。それで、町の要望を今回新規という形で標茶町も名乗りを上げたと。釧根の

市町村ほぼ全員が手を挙げたという状況になっております。内容的には、先ほども申しましたけども、これから地震が起きるんだらうという瞬時の情報提供、それから先ほど委員が申しております北朝鮮のミサイルの発射が今されたと、当地区に着弾するおそれがあるということがテレビ、ラジオ等で報道がされます。地震についてもミサイルについてもそうではありますが、我々はその内容については両方の緊急情報の受信をするという内容でありますから、町としましてはミサイル云々という話だけのものではないと。住民の安全、安心を守るための素早い伝達方法が一つでも今以上にふえることによって安心、安全が保たれるのかなと。今現状ではテレビ、ラジオに実際にはこれから地震等があり得るという情報が流れます。ミサイルについてももちろんそうではありますが、自宅の中にいる方、車の中にいる方みの状況でありますから、それが外で仕事をされている方等についてその伝達方法が一つでもふえれば皆さんのためにその一助になればという内容でありますので、特に北朝鮮云々というだけの問題ではないというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そのいわゆる災害、防災関係の無線、あるいは伝達情報なのですが、今までの行政の伝達情報のあり方とどういうふうにとどの程度違うもんなんでしょうか。今までは間に合わないのかどうなのかということを知りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

基本的には今回のいわゆる伝達システムの整備についていえば、国が承知している情報を一刻も早く国民に提供するという基本的な考え方です。中身については、総務課長から説明したとおりであります。問題なのは、私どももそういう制度がありながら、例えば地震が4だとか、あるいは5弱だとかの地震が間もなく起こる可能性がありますという情報を知っているときに標茶の町民にだけ知らせないというわけにいかない。それと、例えばミサイル問題ですと実際にそちらの方向に向けて飛びましたという情報を知っていて、それを伝えないわけにいかない。これは、実は知っていて伝えないのもあったのかどうなのか私わかりませんが、少なくとも国の段階でいえばそういう情報を従来よりは早く察知することができたと、その情報は行政組織の中だけでとどめないで国民の当然知る権利として保障するためにそれを提供するという形のものだというふうに私どもとしては理解をしているところです。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、きっと役場のほうではとにかく危険が生じた場合に直ちに町民にそれを一刻も早く知らしめるということで非常に有効なんだということなんだと思うのですが、これでき上がった過程を見るとかなり軍事的なそういう要素が見られるということで、現実に全国的にいえば学校まで巻き込んだそういう訓練みたいなものも行われたところもありますから、そういうことの心配は我が町の場合は余りしなくていいと、とにかく危険を一刻も早く知らせるということで考えておけばいいんだというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

今町民の皆さんに情報提供しようとしているものにつきましては、実はテレビでも同じよう

な報道される予定になっています。ですから、私どもの今計画しているシステムでいけば、外にいる人がそれを聞けると。うちの中にいる方は多分テレビで察知するというような中身になっていまして、そのシステムを導入してどうこうということについては、そこまでは想定しにくいということで理解していただきたいなというふうに思います。特に不穏な落下物といひますか、ミサイルだけではないかもしれませんが、それで町民の方に万一死傷者が出るようなことになったときに、実はその落ちることを町は知っていたはずだと、町民には教えていなかったというような問題が起きることが一番まずい問題でありまして、私どもとしては一般的にテレビ等で報道される、これは過去の北朝鮮のミサイルの問題もそうですけども、なかなかその時点ではシステムは余りうまくいなくて、連絡が入らないと。だから、結局は何するかという私どももその動きを見るのには、もう警戒態勢は解いていいかどうか見るのはテレビに注目するしかないというような状況も過去にはあったわけですけども、その辺がある程度の状態までいったということで今回の形になったと思いますので、背景的には先ほど総務課長のほうから国民保護法の話をしておりまして、説明されましたけども、基本的には国民保護法の範疇の中で私どもとすれば主張すべきものがあれば主張するという考え方は堅持していきたいと。これは、町長の委嘱によって組織も町内に設置しておりますから、その範疇の中できちっとその辺の委員が心配すること等については整理をしていきたいなというふうに思います。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 2つ目の質問に入ります。

これは、きのうから高齢者の介護の問題が一般質問でもかなり後ろから見ていたら激しくやりとりがあったような感じを受けたのですが、今般北海道介護職員処遇改善交付金というのが出まして、9月30日から施行ということになりました。この利用なのですけども、どうも標茶町ではこの利用、せつかく平均して1万5,000円の処遇改善だと、介護職員の。これについては、活用を見送るような感じが今のところまだ、あした期限ですかね、申請の、いうふうに感じられるのですけども、これについてはどういうふうに考えていますか。

○委員長（川村多美男君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

処遇改善についてであります。その目的は介護従事者の離職率が高い、その人材の確保が困難な状況であるという、そういう背景を受けて国のほうで今回こういう交付金制度を設けられたということでありまして。私どものほうとして今の考えとしては、正職員と臨時職員とそれぞれ私たちの職場にいますのですけれども、現在の正職員の関係については一般行政職という形の給料表と同等の同じその給料表でもってそれぞれ手当も含めて支給というか、そういった内容になっております。そういった意味では一般私たちと同等というような認識をしておりますので、改善の部分については今のところ考えていないと。臨時職員の賃金なのですけれども、こちらのほうは臨時職員といえれば介護職員のほかに看護婦、そして調理員などいます。そういった中で、その業務内容をかながみて今現在の日額単価があります。日額単価の中でも介護職員は介護福祉士の資格を持っている方とその資格のない人では若干の差を設けての今の現在の日額単価という形になっております。そういったほかの職種との絡みなども含めて今の現在の日額単価というふうになっていることから、ということとまた背景には他の特別養護老人ホーム、釧路管内の何カ所かも私ちょっと確認をしているところがあるのですけども、そちらのほ

うの日額単価と比較しても低い額ではないというようなことから、今現時点では臨時職員の待遇改善についても今のところ低くはないという判断の中で改善は考えていないという状況であります。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 事情よくわかります。これは、条例の改正も必要になってきますから、そういう点では事情がわからなくはないのですけれども、以前に3%の介護報酬の値上げがあったときに、全国の自治体もそうですけれども、介護に従事する介護を行っている事業所からも焼け石に水だと、このまんまでは介護の仕事をきちっと維持することはできないという批判の中でこの報酬アップ、改善策が出たと。非常に不十分だと。今まさに園長言いましたように条例改正しなきゃなんないし、給料表があるんだけど、もし介護職だけを上げるということになるといびつな給料表をまた改めてつくらなきゃなんないというような不均衡が生じるような、不公平が生じるような、そういうことがあるということはわかるのです。だけれど、言ってみれば介護の世界が今本当に大変な状態なんで、このまんまではパンクしてしまうということで臨時の応急手当てのような、そういうこの交付金だったというふうに僕は思っています。今回もたしかあしたですか、申請が。間に合わないと思うのですが、来年に入ってまたそれを延ばして、来年また受け付けるというふうになっているのです。私は、仮にそういう条例の面倒くささがあつたり、一般職との不均衡、ねじれがあつたりするかもしれないけれど、介護の職場を守るという観点からいけばやっぱりそのぐらいの苦労はやって、職員の方々にも理解していただくようなことが必要なんではないかと。とりわけ臨時も半分ぐらいますよね。臨時の職員の方々と同じような仕事をしているわけですから、そういう点ではその人たちだけでもやっぱりそれを改善していくというようなことが努力されてしかるべきではないかというふうに考えているのですけども、いかがですか。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

今委員にご指摘のとおり基金で臨時的な措置をとっておると思っておりますけれども、私は基本的には介護報酬の中で解決すべき問題だと思っております。ご案内のようにいわゆる介護施設等の部分でいいますと介護報酬の中の見直しが大幅に行われて、食費から、あるいはホテル代という名目で宿泊費から含めて大幅な改善が行われました。その際にいわゆる人件費についても同じように削減をされてきたと。もともとの原因はそこにあるはずでありまして、何だか改革ということで行われたことでありますけれども、まさしくそこんことを我々としては改善していただくのが一番妥当かなと思っております。先ほど園長のほうから苦しい中での説明をさせていただきましたけれども、実は私どもの比較した段階では先ほど言いましたように民間の方々と比べて劣っている状況にはないと。それと、現実的には一般会計から介護施設事業に繰り入れをして措置をせざるを得ない状態に今なっているのも現実であります。ですから、その人件費の分上げた分をとりあえず1年とか何年間だけもらったにしても、将来的なことを考えますとだれがじゃその差額を負担するかとなると、また一般会計で負担をしなきゃならないという納税者の方々からすると二重の負担というのがいずれにしても残るわけでありまして、本来要求すべきことであれば全道町村会通じながら自治体で設置している介護施設についていえば本来の介護報酬の引き上げと、いわゆる人件費相当分の改善を要望するほうがまだ素直な方法かなとい

うふうに思います。全く検討していない、要求しないとかという話ではなくて、基本的構造的な改善を求めざるを得ないというのが本心でありますので、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 前半の副町長の話と一番最後におっしゃったことは認識同じです。認識は同じです。ただ、副町長も当てにしていけないのかなと思うのですが、今の民主党政権が厚生労働省が1万5,000円打ち出したわけですね、介護報酬の改善を。そして、その後今後4万円アップを目指すんだということを言っているのですよ。これを信頼していいのかどうなのかという話もあるので……

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） ちょっと僕も不安な点はなきにしもあらずだけれども、しかしそっこのほうに向かっているというか、今のまんまの介護報酬ではいけないよということは何れもが認識同じだと思うのです。民間はほぼ、道庁とも話ししましたが、99%これは受け入れていると、申請終わったと。やっていないのは自治体だけだと、自治体立の施設だけだと言っているのです。そして、言っているのかどうかわかりませんが、せっかく来た交付金を返さんきゃなんないわけですね、これ、利用しなかったら。それで、何とか返さないで済むような活用方法をお互いに知恵を出し合って考えていきたいと思っているんだと。私町議だということ名乗らないで、標茶の人間だということで話ししましたから、いろいろ詳しく教えてくれたのですが、臨時の職員の方々だけでも、これは条例改正要りませんから、そういう点でも道と話し合って、そして何とか道はないのかと、処遇改善の、せっかくの交付金の処遇改善の。臨時の職員の方々、仮に2年間なら2年間だけでもというような考えは持っていると思うのです。それで、そういう努力というか、汗を流すというか、そういうことを何とかこれから道と詰めていただきたい。もうちょっと期間がありますから、来年の。今回ちょっと希望者が少ないんで、12月末まで延ばすような申請を話もしていますし、新年になりましたらまた新しく締め切りを決めて、新しい期日でこれを受け入れるような体制も中身読みましたら出ているようなんで、ぜひ道と話しして、そういう使い勝手のいいやり方はないのかというようなことを検討していただきたいなというふうにするのですが、いかがでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） ぜひご理解をいただきたいのですが、状況的には前段申し上げたような話であります。ただ、私どもも、これ民間の場合はその職種しかないといいますが、介護施設であれば介護施設1つ、その中で職員の待遇改善をする、賃金改善をするということは可能な話であります。しかし、私どもの抱えている職場ではかなり多くの職場がありますし、一般職との問題もかかわってまいります。そういう比較からして難しい問題が存在するという事は園長のほうから説明したとおりでありますから、これだけ上げてやればいいんじゃないかという話に簡単に言うようになりますけれども、それだけでは済まないいろんな面で波及をして処置をしなきゃならない問題がかなりあると。それで、私が申し上げたのは、基本的にはもともとの部分で介護報酬で解決いただければ、それによって全体的な職員の部分を含めて改善する方向に向かうことはあり得るかなと。ただ、今のように一点主義で、時限的なやり方で改善を一時的な麻薬みたいなもので処置するという事で果たして可能かどうかということについて

いうといろいろ組織内、よろず屋ではありませんけども、もろもろの仕事をいろいろやっている中で皆さんに働いてもらっている中でいうとなかなか調整するのが難しいというのが現実でありますので、そののどこぞひ理解をいただきたい。大変職員にご配慮いただいたことについては感謝を申し上げたいと思いますけども、ぜひご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時31分

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

越善君。

○委員（越善 徹君） 最初に、下水道についてお聞きをいたします。

塘路終末処理場の外構工事につきましては、先ごろ工事が終了したわけでありまして、ただ国道側の用地境であります土どめ工の部分ののり面の上部で一応芝の種子の吹きつけは終わっていますね。それで、それは多分原因としては土どめ工の土砂の流出に関連するものと思われるわけですが、この土どめ工については当初計画あるいは実施設計の中でそういうことが想定されていなかったのかどうか。また、今後その土どめ工についてはどういうふうな改善をしていくか、まず伺いたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えしたいと思います。

処理場の外構工事につきましては、ことしで芝の吹きつけで終了ということで考えておりました。今ご指摘の土どめにつきましては、ことしが今までにない水位の上昇がありまして、当初予定していた部分はその水位の上昇に伴って崩れていたということで対応して、その部分について対応して、その芝の吹きつけを行ったということでございます。今後につきましては、ことしのこういう水位の状況がことし単年度の異常によるものなのか、それとも今後の気象状況によってはずっと続いていくようなものなのかを見きわめた上で対策については検討したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 次に、処理場内に入ってくる流入水量なのですが、ことしの9月については1,800立米入ってきています。通常であると1,000ちょっと、1,200立米ぐらいなのですが、かなり多いと。それから、昨年についても10月、12月は2,000立米というふうに平均よりかなり多い流量が入ってきておりますし、また1月については3,000立米を超えているというようなことがあるのですが、これは何が原因ですか。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 流入水につきましては、一部管渠からの漏水がございまして、それについては止水の処置をしております。それと、あともう一つ、これは流量というのはポンプでくみ上げた量を流量計で計測して、その数字が出てきているわけですが、塘路の処理場の、ちょっと専門的になるのですが、汚水を処理する上での泥の濃さといいま

すか、それが塘路の膜分離活性汚泥法におきましては1万から1万5,000ppm、含水率でいいますと1%から1.5%が標準だということでこの技術を開発しました日本下水道事業団のほうから出ております。塘路の汚泥につきましては、脱水機を持っておりませんので、標茶の終末処理場にタンクローリー、バキュームカーで運んでくるような格好になります。それで、そのときに含水率が1%、1.5%ですと相当量が違ってきます。私どもといたしましては、その運搬費を削減するために、その濃度を上げて水処理に水質的に問題がなければ上げれるところまで上げようということで運転をしてみましたが、水処理では問題なかったのですが、汚泥と水を分離する膜の表面におきまして汚泥が付着して汚れてきたという現象が生じてしまいました。それで、それを洗浄したりするために一度水を戻しまして、槽を空にして対応したわけでございますけれども、そうしますと実際に入ってきた水プラスそういう戻した水ですとか洗浄に使った水が加わってきておりますので、そういうことも原因ということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 先ほどは、侵入水もあるというお話でしたけれども、量的にはかなり多いですか。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） これは、通常私どもが予想している侵入水に比べて相当多い量でした。それで、調査をいたしまして、特に入ってきている部分について取水工事をして対応したというところでございます。

○委員長（川村多美男君） 越善君。

○委員（越善 徹君） それは、もうとまったということですか。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） その部分からの侵入水についてはとめたということでございます。

○委員長（川村多美男君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 下水道については、入ってくれば問題があるということで次に移りたいと思いますが、次は下水道管から出ていく場合に問題があるということで、上水道の関係で伺います。

送配水管については、ほとんど道路敷地内に埋設されていると思っておりますけれども、その送配水管が原因での事故というのは今までありましたか。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 過去にはございました。

○委員長（川村多美男君） 越善君。

○委員（越善 徹君） やはり水道管というのは、長い間そういう土の中にありますんで、当然腐食もあるでしょうし、破損もあるでしょうし、そういうことが原因で漏水を引き起こす場合というのは重々あるわけですよね。そういうことで、そういう漏水というのは非常に経済的な損失も多いわけですが、実は先月の決算委員会の中で不明水、漏水というのが相当の多い量が出ていると。20年度では5万9,700トン、これ家庭用の料金で計算すると約770万円程度。それから、前年の19年度については6万1,000トンですから約800万円ほどの量的にはそういう、金額的にもそうですけれども、かなりの数量が不明水、漏水となっているということで、

それについては今後調査なり、そういうものについては資金面、あるいは人の面でできないということでしたけども、非常にこの金額見ますともったいない話なのですから、この辺はどういうふうに考えていますか。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 漏水調査につきましては、この前も答弁させていただきましたけども、水道管は地下に埋設されている管でございますので、配水管の延長だけで約45キロあると。そうしますと、少しずつ漏れている部分につきましては、なかなかその特定が難しいと。それを特定するために調査をかけるとなると、費用的に膨大な費用がかかってしまうと。現在のところそういう費用をかけてまで今の漏水をなくすことが経済的に考えていいのか、それとも例えばそれだけの延長の配水管を漏水調査するとなりますと何千万円とかそういうオーダーでは当然いきませんので、それまでの費用をかけて調査するという事は非常に費用対効果の面で逆に無駄になるのではないかと。特に今上水道といたしましては、虹別からのこちらへの水源変更ということでも費用を約4億円ということでやっておりますけども、その中で料金を上げないようないろいろな方策をとりながら経営をしているわけでございますけども、今委員おっしゃるようにその漏水調査もやるべきではないかということで実施するといいますと、多分今の水源変更にかかわる以上の費用がかかってくるんでないかと推察されますので、現在のところは実施しないという考えであります。

○委員長（川村多美男君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 昨年もそうですけれども、供給単価より今は給水単価のほうが高いですよ。そういうこと考えて、また将来的に人口減が続くと、水道料の値上げにもこれはかかわってくるのではないかと思うのですけども、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

基本的には水道課長が説明したとおりであります。実は、実際にかかるお金と、それからこれからの、これからというか、いわゆる無駄にかかっている部分をどうやって整理するかというのが一番の基本だと思います。それで、ご案内のように本町の上水道は浄水をしないで実は供給していると。非常にほかに比較して大変恵まれている状態であります。ですから、給水単価そのもののコストの内訳というのは非常にそういう面では限られたコストだけということで結果としては今日の単価になっています。それで、水源変更することによって実は想定されている部分についても解決するのではないかというような一つの読みがございます。それと、もう一つは、水源変更によって新たな経費として電気代がかかりますけども、それとの関係で当面は水道料金にはね返らないような措置として今試算をしながら人件費のあり方含めて今見直しをして当面進もうとしております。期待しているのは、いわゆる無駄になっている水がどこの部分で流れているかということで今考えて、基本的には配水池まで来る間に相当いつているのではないかということで考えるほうが妥当。なぜかという、それ相当の水量なのですけども、いまだに場所がどこかわからないというのは、かなり通常ではそれが目につかないところで起きている可能性がある。それなりのものであれば噴き出るのも本当なのですけども、噴き出てもいないということまで考えると、水源変更した時点でそのおかげで配水管でもし漏れているようなところがあれば、それは正直言うと永久にわからないで終わってしまう可能性

があるのですけども、結局水源変更することによって一応不明水の漏水しちゃっている部分の数字がある程度それ以降の配水管であるのかどうなのかということが明確になってくるのではないかなと。期待するのは、正直言うと地上に出てほしいと。そうすればすぐ直せますんで、下手な調査仕掛けるよりは安上がりということで、とにかく水道料金にはね返らないことを前提にこの時間の経過といいますか、この変更の部分含めて経過を今注目をしていきたいなど、そういうことで考えておるところであります。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君）（発言席） せっかくの機会でございますので、二、三点お聞きをいたしたいと思います。

ここにきまして大変新しい政権の追加補正予算が昨日も新聞等で出ておりました。その前段として、今話題のとにかく事業仕分けによりまして大変反響大きくなっておるところでございます。特に北海道につきましては1次産業の存続なのか、また財源の取り扱い等々大変これは厳しい見方をされているのかなと。その観点から、本町の隣接首長さんの中にも新聞等で見ましたけども、この農道の存続、縮減等々出ておりました。今回の補正ではふるさと農道ということで6件ほど精査されておりましたけども、国の事業等々補正によっては多少事業手法も違いましょうし、また採択も違うんでしょうけども、この農道における現状の中で今後この農道事業といいましょうか、これについてはどうとらえているのかなということで、その点お聞きをしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 概略の部分についてお話をしたいと思います。

委員お尋ねのように、今回の補正予算にありますふるさと農道につきましては国費が入ってございませんので、この事業については今回の仕分けの部分では影響は出てきていないというふうに考えているところであります。ただ、今農道の関係でいきますと次年度以降若干予定している事業等もありまして、その状況によっては影響が出てくる可能性があるというものは今現在では1路線が考えられているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 次年度予算ということになればまだまだこれから政府予算、道の補助ということになりましようけど、一定程度影響があるということになればまた事業手法についても変わってくるかなと。今の時点では多少影響あるということで受け取っておきたいと思いますが、また一方で今回も地域活力基盤創造交付金事業、これは21年度からということで、道路特定財源の一般財源化に伴ってこの事業が新しくスタートした。3年ですか、3年から4年ということで、5年ですか、補助率の関係もございましようけど、この事業はいわゆるこの仕分けの対象、細かいことは私もつかんでいなかったのですが、この事業等々につきましては一定程度ちょっと見ますと道路のみならずいろんなところに活用できるということも制度の中にうたっております。特に道路の保有率が高いのかなと思いつつながら、本町としてはこの事業を引き続き、交付金事業ですか、これについてどういうとらえ方をしているのと、また次年度以降についてもこれ3年から5年ということで、先ほども言いましたけど、補助率の関係ございましようから、また道路1本に絞っていかればまたその活用の仕方、これは当然事業とし

ては継続されるという見込みで組んでいくのかなと、その辺をお聞きをしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおりこの地域活力基盤創造交付金につきましては、地方道路整備臨時交付金にかわるものとして一般財源化された部分でございますけども、これにつきましてはお尋ねのとおり道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業も対象としたというような制度内容になってございます。ただ、今現状につきましては道路を中心として行っておりますけども、その他の事業についても道路関連ということが使える要素は持っております。ただ、他の補助制度等との比較も含めまして活用方法については精査をしていきたいと思っております、ある制度につきましては有効に活用していきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） この交付金事業にかかわって、うちの本町の場合は全地域含めましてまだまだ道路改良の終わっていないところがあるということで、20年度の事業報告等も出ておりました。ただ、この社会資本整備、インフラ整備として、道路の整備を主に重点的にするという場合におきましては、20年度の事業報告の中でまだまだ未改良のところは46%強ぐらい残っていると。特に砂利道なんか380.2キロということで、20年度につきましては。ただ、この舗装についていくとどの程度そういう交付金をしながら延ばしていこうとしているのか、例えばコストがどんどん高くなっていきますから、高級舗装につきましても。じゃ、簡易舗装と高級舗装どういうふうにしていくかということがこのコストの削減の問題これから出てくるんでないか。その辺をいろんな意味でいわゆるコストの安いものに事業手法というか、施工方法を考えていかなかったら、どんどん、どんどん上がっていくんでないか、資材が上がっていくんでないか。その辺から道路の現況の中でどう未改良の舗装率について考えていくのかなと。その辺の考え方を担当のほうでもいいですけども、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、改良率、舗装率、やっとなら半分超えたなというような状況でございます。1層舗装の簡易舗装等を入れますと、実質的には7割以上の舗装かなというふうには押さえてございます。ただ、まずもって考えなければならないのは、今残っている砂利道、幹線的なもののはほぼ2層舗装なり、3層舗装、高級舗装なりの整備は一定程度終わりました。既に早く終わったところについては修繕という課題も出てきてございます。現在残っている砂利道が果たしてどこまでの整備が必要なんだろうかという議論が一つ必要なのかなと思っております。

それから、1層舗装というやり方、いわゆる防じんから発展しているのですけども、当初古くはいわゆるほこりを立てないために乳剤をまいて、碎石をまいてという方法でやっておりました。これによりますと、早いところでは1年程度で効果がなくなってしまうということもありまして、将来的なことを見据えて、舗装自体の改善ということもあったのですけども、1層舗装も実施し、多くの箇所でも1層舗装を実施しました。この方法ですと、以前の方法と比べますと数年間はもつところが多いということで、全体的な維持管理費も軽減できるというような基

本的考え方もございまして実施した状態が現在でございまして。やはり技術的なことで申しますと、確かに今までやってきた方法、その段階、そのレベルで精いっぱいのことを私どももやってきたつもりですし、先輩方もやってきたんだと思います。ただ、北海道の特質、特に道東地区のこの特質を考えますと、やはり一定程度の置きかえ等を実施しなければ長い間舗装道路を維持することは甚だ困難という状況の中でどの路線をどのように改良していくのか、この道路は絶対こういう状態で残すべき道路なのか、少し我慢していただくべき道路なのか、そのあたりはやはりいろんな場面での議論が必要になるのではなかろうかなと思っています。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 例えば今舗装の問題ですとか未改良の改良に向けての率の問題等々ございまして、一部これ釧路市の例ということでお聞き願いたいのですが、従来の簡易舗装から高級舗装の間に準高級舗装、いわゆる施工的には安く上げようということでございまして、平米当たりになりますとこれ簡易舗装ですとこれ幾らですか、2,000円ぐらいですか、平米。高級ですと1万5,000円から1万8,000円と。準高級舗装ですと、ほぼ6,000円から9,000円台でのコストになる。こういったことは、1つには積雪寒冷地帯の先ほどおっしゃった高級としても凍上して上がってしまう場合にそういった手法をついていけば多少今言った1年、2年ではなくて生活道路とかメイン道路につきましては、地域を含めてかなり優先順位はございますけれども、そういった面につきまして試験的に取り組んでいくことによって、要するに道路ですから交通量とかそういったものありますけれども、その辺についてぜひ取り上げてもらいたいと思うのですが、その辺は今後の対応として検討していけるかどうかということでお伺いしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） もちろん私どものほうでも舗装屋さん特にいろんな場面で意見を交わすときに補修、それからいわゆる舗装の改善等についての技術的な改善情報等についていただく場面がございます。さらに、今のいろんな場面でのいろんな状況の中での技術革新というのは進んでおりますので、これがよろしいというようなことがあれば試験的な実施も考えたいですし、ただ余り新しいものばかりに飛びつくと痛い目にも遭いますので、そのあたりは十分に情報を集めた上で実施に当たっては試験施工も含めてよろしいと私どもも同じく思うようなものについては実施していくことも検討してまいりたいと思っています。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） まず、そういった活用方法もあるということで、余り痛い目遭わないようなことをご期待したいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、今回予算の中では精査ということで公園整備事業が一定程度終わったということにとらえておりますけれども、これは都市計画法の都市計画マスタープランの中で一定程度事業が進められて、経済対策でもやられたということも伺っておりますし、また議会においても何か所か予算の議決を得ながら施工されたことであります。今回都市計画公園の8カ所とか、都市計画の緑地が3カ所ありますけれども、ほぼ市街地の公園事業については一定程度完了したということにとらえてよろしいですか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 今回の補正に上げさせていただきました精査の部分でございまして

が、これは3号街区公園の今新たに平和公園というふうに名前が正式に決まりましたが、これにつきましてこれまでの手法と同じようにして町内会さんと協議させていただいた中で駅の裏のところの街区公園を整備させていただきました。これに関連する工事の執行残ということで今回補正させていただきました。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） いわゆる都市計画の中の公園の整備、この中には防災公園、防災ステーション、これは旭町とか、いわゆる釧路川沿いにこれも公園として都市計画の基本の中に整備事業としてのつております。たまたまヘリポートの位置ということで、これから冬場に対するその防災ステーションのヘリの基地といえましょうか、そういうふうにあそこは重要な拠点であると。通年を通しての時期的には管理体制というのは上部団体、開発のほうでやっていると思いますけど、冬場における除雪、いわゆるその体制となれば公園の中の位置づけとすれば町のほうの都市計画の中では公園整備とうたっておりますけども、新しくいわゆることしからヘリポートが発着する、また飛び立つ、そういった面に対するそういう維持管理体制、除雪体制、これから恐らくそういう時期を迎えながら懸念されることもあると思うのですが、そういう点については今後どう町といわゆる上部団体との中で進めていくのかということでもちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

防災センターのヘリポートの除雪関係でございますが、防災センターそのものは夏、冬通してヘリポートとして指定をしている場所であります。運航委員会のほうでも整備地区というふうに指定されております。消防との打ち合わせ等でも、冬場についてはヘリポートそのものの除雪についても優先順位を上位に置きながら除雪をしてほしいという要望も実はございますので、その部分については建設課のほうとの協議をしながら進めてまいり予定でございます。管理運営については、冬場についても釧路開発建設部との調整をしておりますので、本町のほうでもって事業調整をするというふうになってございます。

以上です。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういう重要拠点ということで、これは直接直轄事業というか、町の直轄事業でということで進んでいくということで考えている、例えば除雪事業という、除雪、排雪事業というのは業者さん20社ですか、そういったものでなさっておりますけども、こういう事業については直営事業なんだということでもとらえていいですか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 実施部門ということでお答えいたします。

防災公園のヘリポートにつきましては、直営で今実施するつもりでございます。これから全体的に各地域のヘリポートの部分につきましては、委託路線については委託会社ということも想定しておりまして、いずれにしてもそこだけ別に特別なところという状態は今のところは考えていません。今の委託会社、それから直営の中で対応したいということで現課では現段階では押さえています。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） わかりました。

じゃ最後に、ちょっと地域雇用、地域振興ということで、この時期になりまして、12月の広報「しべちゃ」、冬期雇用対策事業を行っていますということで毎年この時期になりますと離職された方、また失業された方等々におきまして大変働く場を求めていることは言うまでもございません。ただ、ちょっと若干ここでお聞きしたいのは、この受け入れ団体におきましての町の補助も出ておりますけども、均等にこの事業費というのは割り振られているということで、申し込む側からすればどちらでも均等にということでございますけども、そういう点におきましては町の補助、助成というのは均等に割り振られているということでよろしいですか。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

季節労働者の対策の関係だと思いますけども、その辺におきましては広報にも例年そのようになっていますということで、確定の部分ではありませんが、それでそれについては基本的には入札を行って決定していくということでございます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 別立てでことしの1月から実施されました枝切り作業につきましては、私も何人かの町民の方から電話を受けまして、いつごろ募集なのですかと、かなり臨時収入を当てにするというのでしょうか、方が多くございます。これにつきましては、9月の補正でもかなり質問も出ておりましたし、規模的には枝切りですから町有林の中のそういう事業をやっているのかなと思いつつながら、かなり予算的な厳しさ、そしてまた町有林といえどもどこでもできるものでない、また雪の問題もございましょうし、膨大な町有林の中でどこをどういくというのは今ここでじゃなくて、地図でいってどうなのですかじゃなくて、事業の規模、事業の内容、そしてまた年明けにはぜひこういうことで募集、公募するんだということをこれ町民の方も多分きょうのこの議会でだれかが言ってくれるんじゃないかと思いつつながら、収入の1割、2割等々もありましょから、ぜひ積極的なお答えをいただければと思います。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 昨年の緊急雇用対策事業のことしの取り組みについてということでお答えいたします。

本年度につきましては、交付金事業の総体の中で冬期雇用と同じ枠の中でくくられておりまして、予算規模的には昨年と比べるとおよそ半分ぐらいになるのかなというふうに概算で考えております。実は、昨年緊急雇用対策で枝払いを予定したときに二、三年はかかるんだろうというふうに踏んでおりましたが、昨年実際にやってくださった方々が一生懸命やってくれたということで、かなりもう切る木がなくなってきている状況になりました。それで、ことし実際どんなことができるんだろうかということで、例えば有害鳥獣関係のこととかいろんなことを広く考えて町有林の手入れをしてもらうというふうに考えていたのですけれども、直近の調査でまだ幾らか枝払いが必要な木が残っているということがわかりましたので、そういったことを中心に町有林をきれいにすることをやっていこうということで、今事業内容について精査をしている最中でありまして、現課といたしましては、そもそも仕事がない時期ということが肝心になりますから、1月には周知の上、事業に着手したいというふうに考えておりまして、現在その方向で今作業を進めているところであります。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひそういう昨年の例見ますと全道でも注目されて打ち出した事業、しかしまた切るとこもなくなる、枝を払うとこなくなるということになればまた別立て、これだけの膨大な町有林あっても本当に限られていると思います。ただ、これをどうするということはまだ課題が残ろうと思いますけども、年明けにぜひ早目に公募されることをご期待して、終わります。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 討論ないものと認めます。

これより議題6案を一括して採決いたします。

議題6案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号は原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（川村多美男君） 以上で議案第77号・第78号・第79号・第80号・第81号・第82号審査特別委員会に付託された議題6案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第77号・第78号・第79号・第80号・第81号・第82号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 5時13分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員 長 川 村 多美男